1　環境問題の推移

■　公害対策の展開

本県では，昭和 30 年～40 年代の高度成長期において，瀬戸内海沿岸を中心に，大気汚染や水質汚濁などの産業公害や，開発に伴う自然環境の破壊が進行し，大きな社会問題となりました。こうした問題に対処するため，国による各種の公害関係法の制定とあいまって，本県においても，「公害防止条例」や「自然環境保全条例」などを制定し，これらに基づく施策を推進してきました。

その結果，事業者や県民，国，県及び市町の努力によって，激甚な公害の克服や優れた自然環境の保全について，一定の成果をあげることができました。

■　公害問題から環境問題へ

この間，経済成長に伴う都市化の進展や，生活様式の変化による大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした社会経済システムが定着し，自動車交通公害，生活排水等による水質汚濁などの都市・生活型公害，廃棄物排出量の増大など，新たな環境問題が発生してきました。また，地球温暖化やオゾン層の破壊，野生生物種の減少，酸性雨など，地球的規模の環境問題も生じています。

こうした問題に対処するため，本県では環境の保全に関する基本理念，県民・事業者・行政の責務や施策の基本となる事項を定めた「環境基本条例」を平成７年３月に制定するとともに，平成９年３月には，同条例に基づく「環境基本計画」を策定し，環境保全に関する施策を総合的・計画的に推進してきました。

その後，海砂利採取問題を契機とした瀬戸内海の環境保全対策や，びんごエコタウン構想の推進，一般廃棄物を利用したＲＤＦ発電事業などに取り組んできましたが，地球温暖化の進行，廃棄物処分場の逼迫，ダイオキシン・環境ホルモン等の有害化学物質問題やアスベスト問題，ツキノワグマなどの野生生物の保護・管理，各種リサイクル法への対応，グリーン購入や環境学習など，新たな取組を要する問題も多く，引き続き，社会状況の変化に対応した施策を適切に推進していくことが求められています。

■　国の動向

国では，『循環型社会』の構築に向け，その基本理念を定めた「循環型社会形成推進基本法」の制定や「廃棄物処理法」の改正が行われるとともに，個別物品のリサイクルを進めるため，「容器包装リサイクル法」，「家電リサイクル法」，「グリーン購入法」，「食品リサイクル法」，「建設リサイクル法」，「自動車リサイクル法」等のリサイクル関係法が相次いで制定され，順次見直し・改正されています。また，都市域の自動車交通公害対策を強化する「自動車ＮＯＸ・ＰＭ法」が制定されたほか，瀬戸内海など３水域を対象とした「第６次水質総量規制」が実施されています。

地球温暖化問題に対しては，京都議定書の目標達成に向けて，国民の取組や業務部門・家庭部門の対策を強化するための「地球温暖化対策推進法」の改正が順次行われるとともに，電気事業者に新エネルギー等の利用を義務付ける「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（ＲＰＳ法）」の制定などが行われています。

自然環境の保全については，損なわれた生態系や自然環境の回復を目的とした「自然再生推進法」，生物多様性の確保を盛り込んだ「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」，外来種による生態系等の被害を防ぐための「外来生物法」，多様な生物を守るための「生物多様性基本法」などが制定されています。

また，持続可能な社会を構築するための基盤として，自主的な環境保全等の取組を促す「環境保全活動・環境教育推進法」が制定され，各主体が連携して環境保全意欲の増進や環境保全活動の推進に努めることが求められています。